

那珂川市道善・恵子地区 地区計画における建築物用途制限一覧表

【凡例】 ○: 建てられる用途 ×: 建てられない用途 ▲: 面積・階数等の制限あり、()内のみ建築可 黒字: 用途地域による制限(建築基準法別表第2による) 赤字: 地区計画による制限(道善・恵子地区地区計画による)		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	
用途地域		準住居地域	準工業地域	第一種住居地域			第一種低層住居専用地域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	
店舗	店舗等の床面積が、150平方メートル以下	○	○	○	○	▲(2階以下)	×	
	店舗等の床面積が、150平方メートルを超え500平方メートル以下	○	○	○	○	▲(2階以下)	×	
	店舗等の床面積が、500平方メートルを超え1500平方メートル以下	○	○	○	○	▲(2階以下)	×	
	店舗等の床面積が、1500平方メートルを超え3000平方メートル以下	○	○	×	○	×	×	
	店舗等の床面積が、3000平方メートルを超え1万平方メートル以下	○	×	×	×	×	×	
	店舗等の床面積が、1万平方メートルを超えるもの	×	×	×	×	×	×	
事務所	事務所等の床面積が、150平方メートル以下	○	○	○	○	○	×	
	事務所等の床面積が、150平方メートルを超え500平方メートル以下	○	○	○	○	○	×	
	事務所等の床面積が、500平方メートルを超え1500平方メートル以下	○	○	○	○	○	×	
	事務所等の床面積が、1500平方メートルを超え3000平方メートル以下	○	○	○	○	○	×	
	事務所等の床面積が、3000平方メートルを超えるもの	○	○	×	×	×	×	
ホテル、旅館		○	▲(3,000㎡以下)	×	▲(3,000㎡以下)	×	×	
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パティンニング練習場等	▲(3,000㎡以下)	▲(3,000㎡以下)	×	×	×	×	
	カラオケボックス等	▲(10,000㎡以下)	×	×	×	×	×	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	▲(客室200㎡未満)	×	×	×	×	×	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	▲(10,000㎡以下)	▲(10,000㎡以下)	▲(10,000㎡以下)	▲(10,000㎡以下)	▲(10,000㎡以下)	×	
	図書館等	▲(国公立以外)	▲(国公立以外)	▲(国公立以外)	▲(国公立以外)	▲(国公立以外)	▲(国公立以外)	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	▲(10,000㎡以下)	▲(10,000㎡以下)	×	×	×	
	公衆浴場	○	○	○	○	×	×	
	診療所	○	○	○	○	○	○	
	保育所等	▲(1,500㎡以下)	▲(1,500㎡以下)	▲(1,500㎡以下)	▲(1,500㎡以下)	▲(1,500㎡以下)	▲(1,500㎡以下)	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	▲(5,000㎡以下)	▲(5,000㎡以下)	▲(5,000㎡以下)	×	×	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲(5,000㎡以下)	▲(5,000㎡以下)	▲(5,000㎡以下)	×	×	×	
	自動車教習所	×	▲(3,000㎡以下)	×	×	×	×	
工場・倉庫等	単独車庫(付車庫を除く)	○	○	▲(300㎡以下 2階以下)	▲(300㎡以下 2階以下)	▲(300㎡以下 2階以下)	×	
	建築物付属自動車車庫 ※は、建築物の延べ面積の2分の1以下	○	○	▲(2階以下※)	▲(2階以下※)	▲(2階以下※)	▲(600㎡以下 1階以下)	
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	
	自家用倉庫	○	▲(3,000㎡以下)	▲(1,500㎡以下 2階以下)	▲(1,500㎡以下 2階以下)	▲(1,500㎡以下 2階以下)	×	
	畜舎(15平方メートルを超えるもの)	×	×	×	×	×	×	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50平方メートル以下	○	○	○	○	○	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	○	×	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	○	×	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれがややある工場	×	○	×	×	×	×	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×	×	×	
	自動車修理工場	▲(作業場150㎡以下)	○	×	×	×	×	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	▲(1,500㎡以下 2階以下)	▲(1,500㎡以下 2階以下)	▲(1,500㎡以下 2階以下)	×
		量が少ない施設	×	○	×	×	×	×
		量がやや多い施設	×	○	×	×	×	×
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		×	×	×	×	×	×	

本表は建築基準法別表第2及び道善・恵子地区地区計画の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。